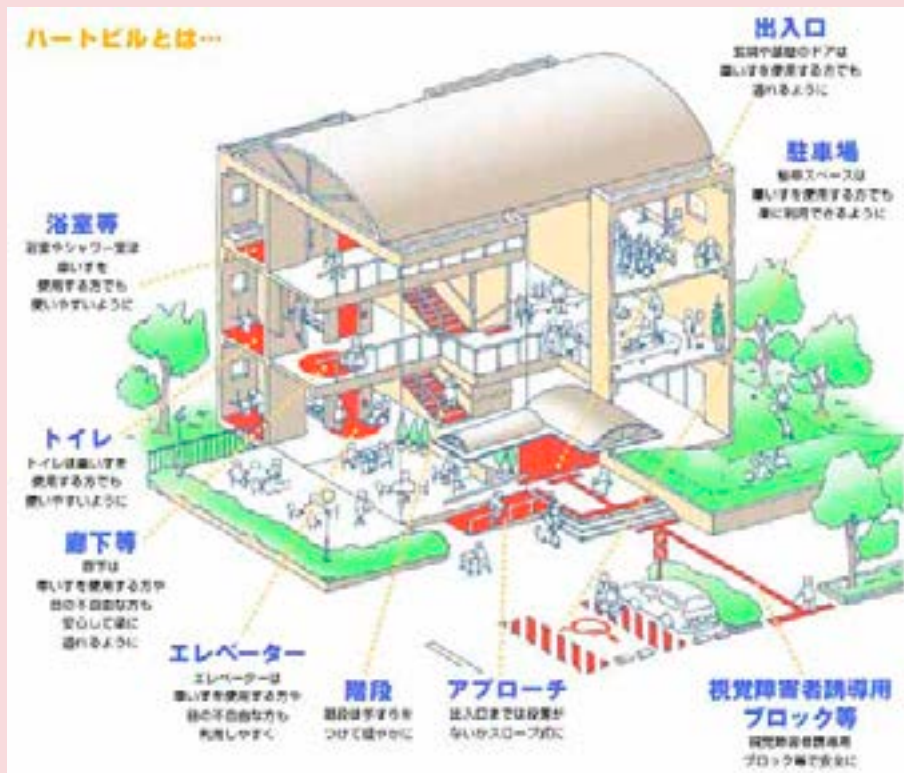


図2-2-16 バリアフリー化された建築物のイメージ



資料：国土交通省

を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進している(図2-2-16、図2-2-17)。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、高齢者等をはじめすべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

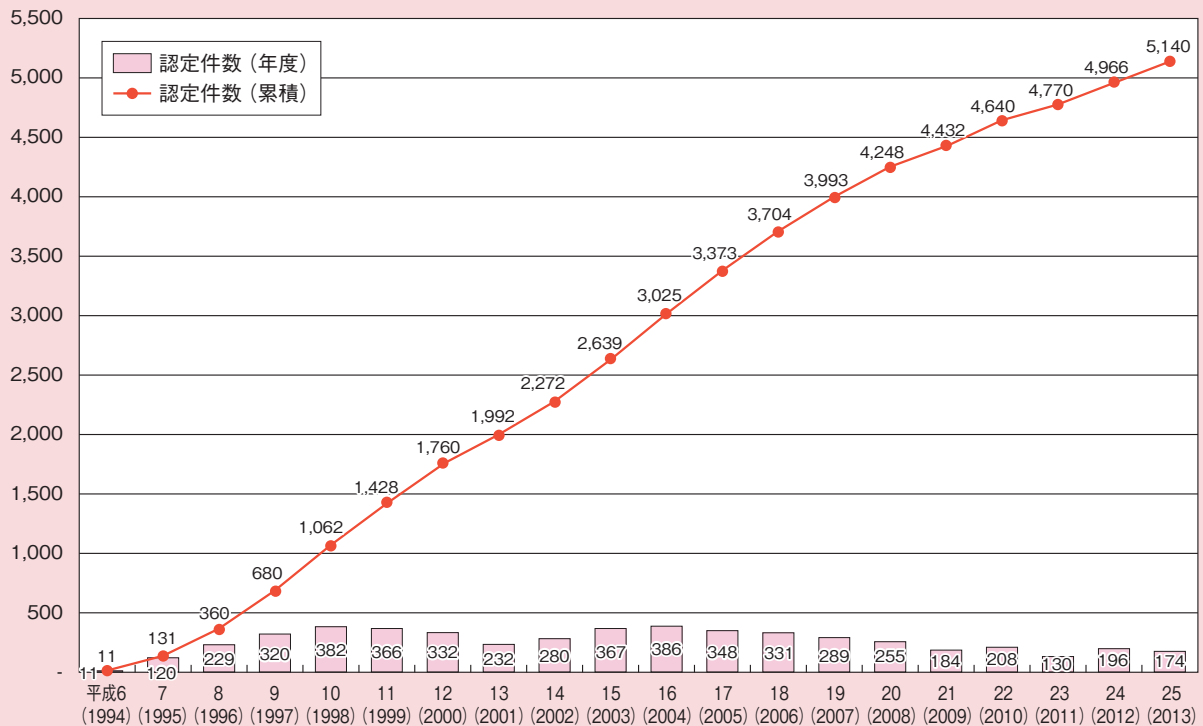
社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。また、都市公園については、バリアフリー法に基づく基準等により、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

平成26年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって安全で安心な交通社会の形成を図るため、23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」(計画期間：平成23～27年度)等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導、④シルバリーダー(高齢者交通安全指導員)を対象とした交通安全教育、⑤高齢運転者対策等の交

図2-2-17 バリアフリー法に基づく認定実績



資料：国土交通省

通安全対策を実施した。

また、歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、歩行者及び自転車利用者の交通事故が多発する交差点等における事故防止の重点化や歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間の整備を図った。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

(ア) 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行ったほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進した。

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺について

は、特に高齢者の被害が多いオレオレ詐欺、還付金等詐欺、未公開株・社債等の取引を装う詐欺等に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者への複線的な広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進した。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りを推進するとともに、口座凍結等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行った。

また、特殊詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された、いわゆる「闇の名簿」を利用しており、当該名簿登載者の多くは高齢者であって、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が入手したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペ

レーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施した。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、平成25年度に引き続き、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援した。

(イ) 人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、平成25年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行うなど、高齢者虐待への早期対応が推進されるよう必要な支援を行った。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施した。

法務局・地方法務局等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普

及高揚に努めている。26年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、電話相談の受付時間を延長するとともに、休日にも相談に応じるなど、相談体制の強化を図った。

(ウ) 悪質商法からの保護

高齢者を狙った特殊詐欺(振り込め詐欺等)などを未然に防止するため、政府広報として、昨年に引き続き平成26年9月から「『高齢者に対する振り込め詐欺などの被害の未然防止』啓発キャンペーン」を実施し、日頃から家族でコミュニケーションをとることの大切さについて普及啓発するとともに、相談窓口の周知に取り組んだ。

また、高齢者被害の掘り起こしと注意喚起を目的に「ねらわれてます!高齢者 悪質商法110番」を9月に実施した。

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するためにとりまとめられた「消費者安心戦略」のうち「消費者安全・安心対策」の中で、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者等)を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等を推進することとした。

この「地域ネットワーク」の重要性について、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成25年8月6日消費者委員会)を踏まえ、消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を開催し、報告書を取りまとめた。さらにこれを踏まえ、消費者安全法の改正を一部内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等

の法律案」を第186回国会へ提出した。同法案は、26年6月に成立し、公布された。平成28年4月の施行に向け、平成27年3月27日に関係内閣府令及びガイドラインの策定に向けた準備を行った。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を26年6月に開催し、「高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」「多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む」等を申し合わせた。また、消費者庁が25年度に作成した啓発DVD「高めよう！『見守り力』」の普及を図るため、消費者庁ウェブサイトのほか、政府インターネットテレビからも配信するとともに、見守り関係者等に対し周知活動を行った。

高齢者の電話をきっかけとした消費者被害を抑止するため、平成25年度に作成した通話録音装置等の活用を促す地方自治体向けの手引を活用し、取組の普及を図った。

また、全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」を実施したほか、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度高齢者や高齢者を支援する民生委員や介護関係者等に向けて配信した。

消費者基本法（昭和43年法律第78号）に基づき取りまとめた「平成25年度消費者政策の実施の状況」（平成26年版消費者白書）において、高齢者の消費生活相談の状況や、主なトラブルの例を取り上げ、広く国民や関係団体等に情報提供を行った。

消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害の回復を容易にするため、特定適

格消費者団体が消費者に代わって損害賠償等の請求に関する訴訟を提起することができるようにするための「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号、平成25年12月11日公布）の施行（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日）に向けた準備（政令、内閣府令、ガイドラインの策定に向けた作業）及び制度の周知活動を行った。

（エ）司法ソーシャルワークの実施

日本司法支援センター（法テラス）では、高齢者・障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方が抱えている潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理した上で、関係する福祉職者等と連携・協働して、総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」の取組を推進した。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備や激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を実施した。

災害時における高齢者等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等要配慮者が利用する施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを推進し、「土砂災害防止対策基本指針」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」により市町村の警戒避難体制の充実・強化が行えるよう支援を行った。さらに、

土砂災害・全国統一防災訓練では、要配慮者利用施設での避難訓練等を重点的に実施した。

また、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき基礎調査や区域指定の促進を図った。

平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害等において、土砂災害に関する避難体制の課題が明らかとなったことから、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号）が27年1月に施行された。今回の改正によって、市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地を定めることとなった。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点に地域が一体となって、住宅用火災警報器等の設置対策や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進するとともに、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図った。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等の導入・普及方策等の検討を進めた。現行の消防法令では火災警報は音によるものとされ、音以外の警報装置は、その導入・普及がほとんど進んでいない状況であるため、火災警報を高齢者・障害者に的確に伝える装置の円滑な導入に向けて、モデル施設に設置した光による警報装

置の有効性等の検証結果を踏まえ、効果的な設置・維持管理方法について検討を行った。

災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や携帯メール等による文字情報等の種々の方法を組み合わせ、災害情報伝達手段の多様化を推進した。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施した。

25年6月の災害対策基本法改正において、高齢者や障害者、乳幼児などの防災上の施策において配慮を要する者のうち災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿として「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けるとともに、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を設けた。

あわせて、上記法改正を受けた事務に係る取組方法の指針として、市町村向けに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表した。26年度においては、都道府県との意見交換会を実施するなど、各市町村における同取組指針の実施状況の把握を進めた。

法改正においては、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定も設けられ、そのような、取組を進める上で参考となるよう、主に市町村向けに、避難所運営に当たって高齢者を含む避難者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んで、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定・公表した。26年度においては、同取組指針の実施状況を把握するため、各市町村に対して調査を行った。

また、26年5月に開催した災害救助法等担当者会議においても、都道府県等の防災担当者や福祉担当者を対象として両取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例も合わせて紹介するなど、周知徹底を図った。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づき実施される、①小規模の特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点の整備等や、②長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点（応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）の整備等に係る事業に対して財政支援を行った。

あわせて、介護保険において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）に指定された4つの区域等をいう。平成26年度に指定が解除された区域等を含む。）及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等（旧緊急時避難準備区域、25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続した。なお、旧緊急時避難準備区域等の住民のうち上位所得層の住民については、利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を26年9月末まで実施

し、保険者の判断により、26年10月以降も利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減免額の一定の額について財政支援を行っている。また、避難指示区域等以外の被災者についても、保険者の判断により利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減免額の一定の額について財政支援を行っている。

日本司法支援センター（法テラス）では、平成24年度から引き続き、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所における業務の適切な運用を行うなど、生活再建に役立つ法制度などの情報提供及び民事法律扶助を実施した。

被災地出張所は、弁護士がいる都市部への移動が困難な高齢者を始めとする被災者に対する法的支援の拠点として、平成24年度までに7か所（岩手県2か所、宮城県3か所、福島県2か所）設置されたが、上記の業務に加えて、出張所に来所することが困難な被災者のために、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談も実施した。

また、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年法律第6号、平成24年4月1日施行）に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施した。